

アイリス花巻指定介護予防訪問入浴介護事業所

《当事業所が提供するサービスと利用料金》

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に基づき1割負担の方は9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの内容>

- ① 利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
- ② 基本的に看護職員1名、介護職員2名の3名のチームでサービスを提供いたします。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、予防プランがある場合には、それを踏まえた介護予防訪問入浴介護計画に定められます。

<サービス利用料金（1回あたり）>

区分	基本料金	清拭・部分浴	サービス提供体制強化加算 (1)イ	介護職員等特定処遇改善加算（I） (注1)	初回加算 (初回利用の1月のみ) (注2)
利用料金 (利用者1割負担分)	856円	770円	44円	一月の利用料金に 10.0%加算	200円
利用料金 (利用者2割負担分)	1,712円	1,540円	88円	一月の利用料金に 10.0%加算	400円
利用料金 (利用者3割負担分)	2,568円	2,310円	132円	一月の利用料金に 10.0%加算	600円

注1：介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算とは以下の要件を満たしている事業所について算定されます。

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届けた指定訪問入浴介護事業所であること。

注2：初回の訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定されます。

☆介護職員のみでのサービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。
 ☆利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、予防プランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、その地域が、厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。
 ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、超過部分のサービス利用料金の全額（10割）が利用者の負担となります。

② 薬剤など、特別な浴槽水が必要となる場合は実費をいただくこともあります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとの精算となっております。

翌月15日ごろまでに請求書をお届けしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

支払方法	支払期限	備考
① 預金口座振替	翌月25日	土日祝日の場合は翌営業日
② 窓口での現金支払い	翌月末までに窓口へお支払下さい。	
③ 指定口座への振込	翌月末までにお支払下さい。	振込み手数料は利用者負担となります。

差し支えなければ、安全、確実な①の方法でお願いいたします。